

平成30年度第3回成田市地域包括支援センター等運営協議会会議録概要

1 開催日時

平成31年3月14日（木）午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所

成田市役所議会棟3階 執行部控室

3 出席者

（委員）

藤江副会長，高木委員，長島委員，根本委員，萩原委員，吉田委員，
宮前委員 以上7人

（欠席：山下会長，鈴木委員，稲川委員 3人）

（事務局）

高田福祉部長

三橋介護保険課長，平岡主幹，太田主幹，渡未副主幹，越川主査
椿高齢者福祉課長，緒方係長，窪木係長，野口副主査，市田主任主事

西部北地域包括支援センター（北村管理者）

中央地域包括支援センター（井上管理者）

西部南地域包括支援センター（林管理者）

東部地域包括支援センター（岩澤管理者）

西部西地域包括支援センター（木下管理者）

生活支援コーディネーター（小野・大麻）

4 会議次第

1 開会

2 あいさつ（高田福祉部長）

3 事務局職員紹介

4 議題

（1）地域包括支援センターの運営等に関すること

①平成30年度地域包括支援センターの評価について

②平成31年度地域包括支援センター事業計画について

③介護予防支援業務等の一部委託について

（2）地域密着型サービスの運営等に関すること

（3）その他

①平成31年度に予定する東部地域包括支援センター大栄支所の増設
等について

②委員任期の見直しについて

5 閉会

5 議事

(1) 地域包括支援センターの運営等に関すること

- ①平成30年度地域包括支援センターの評価について
- ②平成31年度地域包括支援センター事業計画について
- ③介護予防支援業務等の一部委託について

●副会長

議題①～③について事務局から説明を。

○事務局

資料3ページからになるが、各センターによる自己評価を基に、市による実地検査を経て、評価を行ったものである。

評価により明らかとなった「改善すべき点」や「検討すべき課題」を事業計画に盛り込むとともに、「他のセンターの好事例」を可能な限り取り入れるよう努めることとしているので、その点も踏まえてご覧いただきたい。

3ページから6ページまでに、5センターの評価を並べて表示したものを掲載しているので、センター間の状況を比較する場合は、こちらをご覧いただきたい。

7ページから、西部北、中央、西部南、東部、西部西の順に、各センターの評価の概要を説明させていただいた後、各センターの管理者から、評価を踏まえた次年度の事業計画について説明させていただく。

資料は、

- ・市の評価結果シートー評価全体、
 - ・12の評価項目ごとに市のコメントを記載した評価シート、
 - ・29の評価指標ごとのセンターの自己評価を記載した自己評価シート
- の順になっている。

まずは、西部北センターであるが、全体の評価を7ページ上部のチャートに示している。

前年度の評価を受けて、地域ケア会議の項目が改善された。

主な好事例として、

- ・定期的な包括だよりの作成・配布
 - ・弁護士、医師等を招いた権利擁護、認知症等に係る専門職研修・講演会・事例検討会を開催
 - ・自治会のない団地でお茶会を開催し、住民同士の集いの場につなげた。
 - ・他職種を招いた介護支援専門員向け事例検討会を計画的に開催
- など、

改善・検討すべき事項については、

- ・介護支援専門員からの相談内容の分類・整理
- ・多様な地域資源をケアプランに盛り込むこと。

- ・地域ケア会議後の決定事項等を構成員全員で共有する仕組み作り
 - ・転倒予防についての啓発
 - ・地域資源マップの更新
- などである。

次に、中央センターであるが、全体の評価を13ページ上部のチャートに示している。

前年度の評価を受けて、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議等の項目が改善された。

主な好事例としまして、

- ・アンケート調査により地域高齢者のニーズを把握し、大学教員や医師を講師に招いて講演会を開催
 - ・年間予定を介護支援専門員に事前周知し、計画的に事例検討会を開催
 - ・住民ボランティアと協働で認知症カフェを充実
 - ・小学生を対象とした夏休み中の認知症サポーター養成講座の開催
- 改善・検討すべき事項については、
- ・ケアプランに多様な地域資源を盛り込むよう、特に委託先の居宅介護支援事業へ周知・指導
 - ・地域ケア会議後のモニタリングのルール化
 - ・基準緩和型サービスの推進
- などである。

次に、西部南センターですが、全体の評価を19ページ上部のチャートに示している。

昨年10月の担当圏域の分割により3専門職種1人当たりの高齢者数が改善されたほか、前年度の評価を受けて、構造評価、個人情報保護、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議の項目が改善された。

主な好事例として、

- ・消費生活センター・成田警察署と連携した消費者被害防止の啓発
 - ・地域の多様な資源をプランに位置付けるよう居宅介護支援事業所に指導
 - ・個別ケア会議の議事録を参加者と共有
 - ・センター職員全員が認知症キャラバンメイトとなり、サポーター養成講座を開催
 - ・子ども向け認知症サポーター養成講座の開催とプログラムの作成
 - ・権利擁護に係る寸劇の出前講座の実施
 - ・ボランティアとの協働による毎月定例の認知症カフェの開催
- など、

改善・検討すべき事項については、

- ・小地域ケア会議後の住民主体の取組に対する支援
 - ・第2層コーディネーターとの連携による医療・介護の地域資源マップの作成
 - ・認知症サポーターに対するフォローアップ講座の企画
- などである。

次に、東部センターであるが、全体の評価を25ページ上部のチャートに示している。

前年度の評価を受けて、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の項目が改善された。

主な好事例として、

- ・誰でも気軽に集えるサロンの立上げと運営
- ・毎月の無料出張相談会の開催

改善・検討すべき事項については、

- ・介護支援専門員との意見交換会、事例検討会等の開催
- ・介護支援専門員からの相談内容の整理・分類
- ・ケアプランに多様な地域資源を盛り込むよう、特に委託先の居宅介護支援事業へ周知・指導
- ・機能、構成員等を踏まえた地域ケア会議開催計画の策定
- ・地域ケア会議後のモニタリング・議事録共有の仕組み作りなどである。

最後に、昨年10月に開設した西部西センターであるが、全体の評価を31ページ上部のチャートに示している。

開設後約半年が経過したばかりであり、評価の数値としては、他のセンターと比べて低い部分があるが、今回の評価で明らかとなった課題等に今後取り組んでいただくこととする。

主な好事例として、

- ・各ケースを終結案件と継続案件とに区分し、組織で管理・情報共有
 - ・地区社協との協働による独居高齢者等を対象とした通いの場—公津ブリッジの立上げ
 - ・ケアプランに、セルフケア・インフォーマルケア・医療・地域資源を位置付けるよう徹底している。
 - ・地域関係者との協働による出張相談の企画・検討
- 改善・検討すべき事項については、
- ・高齢者のニーズに対応した具体的な取組の検討
 - ・個人情報保護マニュアルの作成、自己チェック等の仕組み作り
 - ・高齢者向けの権利擁護の啓発
 - ・介護支援専門員のニーズに基づいた意見交換の場の設定
 - ・他職種と連携した個別ケア会議の開催と把握した地域課題に対する解決策の提言
 - ・認知症キャラバンメイトの受講と認知症サポーター養成講座の開催
- などである。

以上、平成30年度のセンターの評価についての説明とさせていただきます。

また、前回の運営協議会で、今後、厚生労働省が行う全国統一評価の結果が示され

る予定である旨、報告させていただいたところであるが、この結果については、39ページと40ページをご覧ください。

県を通じて厚生労働省から送付されたデータを編集したのですが、7種類の評価項目・全55の評価指標の結果の表とチャートを全国平均と比較して掲載している。なお、全国統一評価実施後に西部西センターが開設されたので、この資料は、西部西センターを除く4センターとなっている。

結果については、先ほどの市の評価と併せて今後のセンター運営に活用していくこととする。

②の平成31年度地域包括支援センター事業計画については、この後、各地域包括支援センターの管理者から説明させていただく。資料は、41ページから57ページまでとなり、評価において改善・検討すべきとなった部分で、事業計画に盛り込んだ項目については、それを明示するため、「評価を踏まえた改善点」と表示し、下線を引いて強調しているため、その点も踏まえてご覧ください。

③の指定介護予防支援業務等の一部委託については、59ページから63ページまでに、地域包括支援センターごとの一覧で記載しているので、参照いただきたい。

続いて、各センターの管理者から平成31年度の事業計画について説明させていただく。

(続いて、西部北、中央、西部南、東部、西部西の順で各センター管理者から事業計画について説明)

○西部北地域包括支援センター管理者

まず、西部北センターが担当する圏域の課題であるが、ニュータウン地区は、独居や高齢者世帯が増加している。支援が必要になっても近隣に身内がない、疎遠で支援を受けられない、高齢者や家族も多く悩みを抱えている、地域とのつながりも希薄で孤立している等、支援体制の整備や身近な地域で支えるネットワークの構築が課題である。

八生、豊住地区は、地域との結びつきが強く、地域での助け合いがあるが、後期高齢者の増加で介護や医療の必要性が高まると予測され、健康維持、介護予防や重度化を防止し、地域での助け合いを継続していく必要性がある。

次に、来年度の重点目標であるが、2点ある。

- 1 ニュータウン地区では、元気な時から地域活動や社会活動に参加しながら、地域との繋がりを持ち、地域で支え合えるまちづくりの支援を行っていく。多くの問題を抱えたケースについては関係機関との連携の強化を図り、早期解決に向けて、迅速に適切な対応を行い、ネットワークの構築を図る。
- 2 八生、豊住地区では、民生委員や地区の役員等と情報共有を図り、埋もれているケースや困難ケースを把握し、支援を行っていく。地域に積極的に出向き、支え合うまちづくりを継続できるように、介護予防や重度化防止のミニ講座を開催する。

である。

業務ごとの計画内容であるが、介護予防ケアマネジメント業務に関する評価を踏まえた改善点として、多様な資源をケアプランに位置付け、介護予防を図るように、プラン作成を行い、委託した介護支援専門員にも指導を行う、としている。

総合相談支援業務と権利擁護業務については、資料に記載のとおりである。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する評価を踏まえた改善点として、地域の介護支援専門員からの相談に応じ、相談内容の整理分類を行っていく、としている。

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築については、資料に記載のとおりである。

地域ケア会議に関する評価を踏まえた改善点として、地域ケア会議のモニタリングを確実に行うとともに、参加者へのフィードバックを行い、地域づくりに活かしていく、としている。

認知症施策の推進については、当センターには、認知症地域支援推進員が配置されているため、推進員を中心に認知症施策を行っていく。

在宅医療・介護連携の推進については、資料に記載のとおりである。

生活支援サービスの体制整備に関する評価を踏まえた改善点として、地域資源マップを更新し、地域の方に情報提供を行う、としている。

介護予防の推進については、なりたいいきいき百歳体操の活動が現在、21カ所・全地域で活動が行われているが、来年度は、30カ所を目標に活動の支援を行っていく。

○中央地域包括支援センター管理者

まず、中央センターが担当する圏域の課題であるが、高齢化が進む中で高齢者世帯や独居高齢者世帯が増加しており、高齢者をターゲットにした消費者被害防止や生活の不安を緩和するために、高齢者を孤立化させない取組を行う必要がある。運転免許の返納後の移動手段の確保も課題である。

遠山地区については、家庭の中に複数の問題が内在するケースがあり、高齢者以外の様々な機関と連携し対応策を検討する必要がある。

中郷、久住地区については、高齢化率も介護の認定率も高い、介護保険等のサービスの利用に抵抗を感じている場合もあり、要介護者と家族の双方を支援する必要がある。

次に、来年度の重点目標であるが、2点ある。

- 1 個別ケア会議を積極的に開催し問題解決の糸口を多職種で検討できる取組を行う。地域課題に向き合い住民が自ら参加しようと考えられるような仕組みを構築していく。
- 2 毎月開催している「さくらカフェ」を継続する。参加者とカフェの運営を支えるボランティアスタッフ、催しを開催してくださるボランティアの皆さんなどネットワークを広げ活動内容を充実させていく。

である。

業務ごとの計画内容であるが、介護予防ケアマネジメント業務に関する評価を踏まえた改善点として、基準緩和型サービス等の利用促進を検討していく。また、介護予防プラン作成時には、予防と自立支援の意識を強く持ち、多様な地域の資源がケアプランに位置付けられているかどうかを確認していく、としている。

総合相談支援業務については、資料に記載のとおりである。

権利擁護業務に関する評価を踏まえた改善点として、消費生活センターと連携した地域住民に対して、研修会などで消費者被害防止の取組を行う、としている。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については、資料に記載のとおりである。

地域ケア会議に関する評価を踏まえた改善点として、個別事例検討会で検討した事案については、支援の終結が確認されるまでは月に1度は状況確認を行うこと。また、地域ケア会議の決定事項を参加者が共有できるよう議事録等を工夫していく、としている。

認知症施策の推進については、今年度初めて小学生向けの認知症サポーター養成講座を開催したが、来年度も継続したいと考えている。

在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備と介護予防の推進については、資料に記載のとおりである。

その他として、来年度に中央圏域の再編が行われるため、引継ぎ等を万全に行うこととしたい。

○西部南地域包括支援センター管理者

まず、西部南センターが担当する圏域の課題であるが、成田地区は、市内でも特に高齢者世帯や独居高齢者の多い地区である。ライフスタイルの変化により参道を中心に以前はあった地縁関係が希薄になっている。虚弱な高齢者や認知症高齢者に加え、生活困窮や障がい者、多頭飼育（自宅で猫を多数飼い、適正な管理が困難となること）等の多様な課題を抱えた世帯の相談が増えている。また、地域での支え合い、徒歩で行ける居場所や相談場所作り、買い物の支援に対する課題も出てきている。

次に、来年度の重点目標であるが、3点ある。

- 1 介護保険や医療に繋げるだけでは解決できない複合的な問題を抱えるケースをはじめ、様々なケースについて地域関係者、多職種が参加する地域ケア会議を積極的に開催する。見守りや声掛け等住民の連携体制の構築について、住民として具体的に何ができるか検討を深め、取組を進める。
- 2 市や他センターと協力して認知症サポーターに対するフォローアップ講座を企画し、認知症になっても誰もが安心して暮らせる地域作りに向けてサポーター同士のネットワーク構築や新たな社会資源開発の啓発を図る。
- 3 生活支援コーディネーターや社会福祉法人、企業等との協働により、成田地区にて買い物ツアーや移動販売等の実現に向けて取り組む。

である。

業務ごとの計画については、評価結果を踏まえた改善点と新たな取組について説明する。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する評価結果を踏まえた改善点として、介護支援専門員向けに全地域包括支援センター合同で年1回研修会を開催する。また、新たな取組として、介護支援専門員同士のネットワーク構築のため、仮称であるが、ケアマネサロンのようなものを年6回開催し、ケアマネジャーが主体的に集える環境作りを支援する、とした。

地域ケア会議に関する評価結果を踏まえた改善点として、個別ケア会議では、介護予防・自立支援型ケア会議を他センターと協力し年5回開催すること、小地域ケア会議では、地域の支え合い構築と住民主体の活動を支援するためのケア会議を年3回及び必要に応じて開催する、とした。

認知症施策の推進に関する評価結果を踏まえた改善点として、認知症地域支援推進員、認知症コーディネーターと連携し、認知症サポーターのフォローアップ研修を企画し、今後の活動の場の拡大を検討、サポートをする、とした。

在宅医療・介護連携の推進と生活支援サービスの体制整備に関する評価結果を踏まえた改善点として、第2層コーディネーターと連携し、地域の医療介護機関の地域資源マップを作成する、とした。また、新たな取組として、生活支援コーディネーターや社会福祉法人、企業等との協働により、成田地区にて買い物ツアーや移動販売等の実現に向けて取り組む、とした。

その他評価結果等を踏まえて改善、見直し等をすべき項目として、適切な総合相談、苦情への対応が、夜間、土日でも可能であることをセンター便りにより積極的に広報していく、とした。

○東部地域包括支援センター管理者

まず、東部センターが担当する圏域の課題であるが、下総、大栄地区は、共に交通の便が悪く、独居の方などは車に乗れなくなると外出が大変になる。解決のために、オンデマンド交通などの資源はあるが、予約が取りづらい、利用が不便と話される方も多く、実際には家族の送迎支援などがなく在宅生活が買い物一つとっても大変であるため、既存のサービスの改良や新たな開発が課題である。また、来年度の圏域の再編により編入される久住地区に関しては、前担当包括より情報の引き継ぎをしっかりと行い、圏域の課題をきちんと確認しつつ、把握へと努めることとする。

地域特有の繋がりで助け合いが行われてはいるものの、病気などが原因でその繋がりが外れてしまう、もしくは転居してきたことで近所付き合いがなく、繋がりに入っていない方は孤立していつてしまう（地域から排除されていく）傾向が強い。特に、大栄地区は、下総地区に比べアパートが多く、その傾向が強い。地域との繋がりを維持するための仕組み作りが課題である。

東部圏域は、成田市で唯一小規模多機能型居宅介護がないなど、介護サービス事業所数が他の圏域に比べ非常に少ない。特に、訪問介護は、圏域内に2か所しかなく、

サービス利用の際に調整が大変な場合が多い。介護保険サービスだけではなく、地域に存在する資源をうまく活用することを意識しながら、資源の整備を進めていくことが課題である。

次に、来年度の重点目標であるが、3点ある。

- 1 圏域の見直しを踏まえ、既存の圏域である下総・大栄、両地区はもちろん、久住地区の民生委員、地区社協、その他交番等の社会資源との地域のネットワークを広げつつ、強化を図っていく。
- 2 地域ケア会議等を通じ、圏域内の各地域の課題の収集を積極的に進め、市への提言に繋げる。
- 3 平成30年度は、下総地区において、「喫茶ひまわり」の立ち上げを行い、地域住民が気軽に集える場所が確立できた。引き続き、大栄地区や久住地区においても、地域住民が集える場所の立ち上げを目指して行く。平成31年度においては、大栄地区での集いの場の立ち上げに向け、主体的に動く事ができる協力者を探していく。である。

続いて、業務ごとの計画についてであるが、介護予防ケアマネジメント業務に関する評価結果を踏まえた改善点として、委託居宅介護支援事業所のケアプランチェックの際に、適切と思われる社会資源は、担当ケアマネジャーにお伝えし、必要に応じプランへ位置付けていただくよう支援を行っていく。また、基準緩和型サービスの推進については、現在東部圏域内において利用できる事業所がないが、今後利用できる事業所ができた際には上記同様、プランへの位置付けを意識していただくよう、支援を行っていく、とした。

総合相談支援業務については、資料に記載のとおりであるが、10月の圏域の見直しの際は、引継ぎ等を万全に行うとともに、編入される久住地区の民児協等との情報交換を密に行うこととしたい。また、現在行っている無料出張相談会について、久住地区でも実施することを検討したい。

権利擁護業務については、資料に記載のとおりである。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する評価結果を踏まえた改善点として、介護支援専門員向けに全地域包括支援センター合同で年1回研修会を開催する。また、居宅介護支援事業所訪問を行う中で、見えてきた課題に対し、介護支援専門員向けの情報交換会や研修会の企画・年1回以上の開催を行う、とした。

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築については、資料に記載のとおりである。

地域ケア会議に関する評価結果を踏まえた改善点として、地域ケア会議後のモニタリング・議事録共有の仕組み作りについて、モニタリングを必要に応じ随時行いつつ、動きが特に何もない場合は、会議後半年程度を目途に状況確認することとする。また、議事録は必要に応じ、作成後参加者へ配布することとする、とした。

認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備と介護予防の推進については、資料に記載のとおりである。

その他評価結果等を踏まえて改善、見直し等をすべき項目として、上記のPRに加

え、包括だよりを年2回発行する。また、介護支援専門員からの相談内容の整理・分類に関しては、継続支援を行っている事例を一覧でまとめ、対応内容や経過を分かるようにしていく、とした。

○西部西地域包括支援センター管理者

まず、西部西センターが担当する圏域の課題であるが、センター開設から半年が経過する状況ではあるが、これまでの業務の中で把握した課題について説明していく。

公津地区の地域の状況については、大型マンションを含み、商業施設や医療機関、交通機関など生活圏に様々な資源が充実し、また、高齢化率も低い公津の杜周辺地区と、印旛沼周辺に位置する在来の農村地区、30年前頃に開発され、徐々に高齢化が進みつつある住宅街とに大きく三分されると捉えている。

- ・公津の杜周辺地区は、高齢であっても徒歩で移動できる圏内に、生活に必要な資源が密集しており、自立した活動が行い易い暮らし易い環境である反面、各地から移り住み、元々の地縁や新たな住民同士の関係が薄いという課題、また、呼び寄せ介護を行う（行う可能性がある）世帯も多く存在すると考えられる。
- ・在来の農村地区では、元々の地縁や近隣との関係が厚く、何かあったら自然に助け合える環境であるという地域の強みがあると考えられる一方、心身の機能が低下すると「自力で必要な場所に出掛ける」ということが困難となり、閉じこもりを招いてしまうという課題がある。
- ・高齢化が進む住宅地域は、自治会等の住民組織による相互の助け合いの仕組みを作り、地域の力で「互助」の取組を検討したり、自ら介護予防に取り組める仕組みを作るなどの取組が行われている。こうした取組をより良くしていくために、専門職による支援、バックアップの要請を受けている。

重点目標は、2項目である。

- 1 地域の総合相談窓口である地域包括支援センターの存在と機能について、世代を問わず、地域の隅々まで、多くの方に対する周知活動を行うことで、「地域の誰もが知っている地域包括支援センター」を目指す。
- 2 「自立支援・重度化防止」に取り組むことで、地域の高齢者が「その人なりの自立した望む生活」が実現できることを目指し、以下の2つの視点で効果のある取組ができる仕組を作る。
 - ・小地域ケア会議の確実な運営と、参加メンバーによる協働での実践をすることとする。目的は、「高齢者の社会参加促進による介護予防の推進」と「地域高齢者による声掛け等の相互扶助ネットワークの推進」であり、市から示されている成田市地域包括支援センター運営実施方針に基づくものである。
 - ・介護支援専門員のみならず、ケアに関わる全ての関係者が、自立支援型ケアマネジメント、「自立支援に資するケアが実践できる仕組を作る。目的は、「認知症及び転倒予防による介護予防の推進」と「在宅介護限界点の向上のための重度化防止の取組」であり、同じく成田市地域包括支援センター運営実施方針に基づいたものである。

続いて、業務ごとの計画についてであるが、資料には、方針と具体策、実施時期を記載してある。

以下、評価結果を踏まえた改善点について説明する。

総合相談支援業務について、これまで配布したパンフレットは、センターの開設に伴う周知のみであったが、早目にパンフレットの改訂を行うとともに、他のセンターの好事例を参考に、定期的なセンターだよりの発行を行うことでの周知活動を実施する。

権利擁護業務については、高齢者が集まる場に出向き、消費者被害防止や高齢者虐待の早期発見、成年後見制度の活用等に関する情報提供を行うこととする。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については、圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と意見交換ができる場を作る。これは、小地域ケア会議の機会、日常的な業務での関わりの機会及び居宅介護支援事業所を訪問して意見交換の機会を設けるものである。また、介護支援専門員向けに、全センター合同にて、年1回研修会を開催することとする。

認知症施策の推進については、現状では、センター職員の中に認知症キャラバンメイトがいないため、来年度の認知症キャラバンメイト養成講座を必ず受講し、認知症サポーター養成講座を開催したいと考えている。

●副会長
質問は。

(発言なし)

(2) 地域密着型サービスの運営等に関すること

●副会長

議題(2)について事務局から説明を。

○事務局

資料の65ページからとなるが、初めに、①地域密着型サービス事業所の状況についてである。

平成30年11月から、西部西圏域の北須賀に、小規模多機能型居宅介護事業所である「小規模多機能住宅 カレッサ成田北須賀」が開所した。本事業所は、第6期介護保険事業計画の整備分として、平成29年度中の整備完了を予定していたが、工期の延長等によりこの時期の開所となったものである。これにより、市内の小規模多機能型居宅介護事業所は、5カ所から6カ所へ増加した。

続いて、資料の66ページであるが、こちらは、地域密着型通所介護事業所の一覧である。

地域密着型通所介護事業所は、平成31年2月から、西部西圏域の公津の杜に、「リハ楽 公津の杜」が開所した。また、「かなでの杜美郷台」及び「かなでの杜加良部」の運営事業者が、「株式会社POM(ピーオーエム)」から「株式会社かなでの杜」へと社名を変更している。

続いて、資料の67ページ、②地域密着型サービス事業所に係る他市町村との協議の状況についてである。

地域密着型サービスは、基本的に事業所が所在する住民が利用するものであるが、自治体間での同意がある場合、例外的に市町村外の利用者を受け入れることができる。

他市町村の地域密着型サービス事業所を成田市民が利用することに関して、協議を行い、同意を頂いているケースは、前回会議のあった7月以降、7月に1件、8月に2件、11月に1件、12月に1件である。

協議を行った事例として、下総地区在住で、半日型のリハビリを重点的に行える通所介護事業所が近隣になかったことから、神崎町へ協議を行ったものなどがある。

一方で、本市の地域密着型サービス事業所を他市町村の方が利用することに関して、協議に同意したケースは、前回会議のあった7月以降、7月に2件、8月に1件、9月に1件、10月に3件、11月に1件、12月に1件である。

協議を受けた事例としては、神崎町内に認知症対応型の通所介護事業所がなかったものなどがある。

続いて、③第7期介護保険事業計画の策定に係る地域密着型サービス事業所等の整備についてであるが、成田市では平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間とする第7期介護保険事業計画により、地域密着型サービス事業所として、小規模多機能型居宅介護事業所1カ所、認知症対応型共同生活介護事業所18室、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所1カ所の整備を実施する。

具体的には、平成31年度にこれら全ての事業所について募集を行い、選定委員会を経て、整備事業者を選定する予定である。

地域密着型サービス事業所以外では、今年度、介護老人福祉施設について計画分100床のうち40床、特定施設入居者生活介護について計画分100室のところ62室の整備事業者を選定している。

以上で、「地域密着型サービスの運営等に関すること」の説明とさせていただきます。

●副会長

質問は。

(発言なし)

(3) その他

①平成31年度に予定する東部地域包括支援センター大栄支所の増設等について

●副会長

議題(3)①について事務局から説明を。

○事務局

平成31年度に予定する東部地域包括支援センター大栄支所の増設等について説明させていただく。

資料68ページをご覧ください。

今年度を始期とする第7期介護保険事業計画については、本運営協議会においても、素案についてご意見をいただきながら、昨年3月に策定したところであるが、本計画において、地域包括支援センターを増設することとしており、昨年10月の西部西地域包括支援センターの増設に続いて、来年度は、東部地域包括支援センター大栄支所の増設と中央圏域の再編を行うとともに、改めて2センターの受託法人の公募を行う予定となっている。

増設・再編の時期は、10月を予定しており、公募については、改めて市ホームページにより周知し、応募者のヒアリングを行った上で、受託法人を選定し、10月に向けて準備を進めることとする。

資料に示したように、東部センターの新たな支所を市役所の大栄支所内に増設して大栄地区を担当させるとともに、中央圏域を再編して、久住地区を東部センターの担当とし、中郷地区を西部南センターの担当とした上で、中央センターを南部センターと改称し、遠山地区を担当させることとする。

以上で、東部地域包括支援センター大栄支所の増設等について説明させていただく。

●副会長

質問は。

(発言なし)

②委員任期の見直しについて

●副会長

議題（3）②について事務局から説明を。

○事務局

はじめに部長からも説明をさせていただいたが、本運営協議会委員の任期が年度末で満了を迎えることから、来年度以後の対応について、説明させていただく。

資料69ページをご覧ください。

地域包括支援センター等運営協議会は、介護保険法施行規則に基づき、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保すること等を目的として、被保険者、介護保険事業者その他の関係者の意見を聴くために設置されるもので、本市では、成田市地域包括支援センター等運営協議会設置規則を制定している。本規則において、委員の任期を3年と定めているところであるが、この点、本市の行政改革推進本部では、附属機関等の透明性と効率性の向上を図り、開かれた市政の推進に資するため、附属機関等の設置及び運営に関する指針において、附属機関等の委員の選任基準について、法令等に定めがあるなどの例外を除き、原則として任期を2年以内とするよう定めているところである。

本年度末の任期満了の時期に合わせ、指針の趣旨に基づき検討した結果、委員の任期を2年に改めることとしましたので、報告させていただく。

また、指針では、委員の公募を推進することとしていることから、被保険者枠として1人を公募により選定することとしたので、併せて報告させていただく。

在任中、委員の皆様には、多大なるご尽力を賜り、この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

次年度以後の新たな委員については、現在検討中であるが、再任をお願いすることもあろうかと思う。改めて皆様にご連絡を差し上げるので、ご理解をお願いしたい。

●副会長

質問は。

（発言なし）

●副会長

確認だが、現委員の任期は、今年度末で満了するということでよいか。

○事務局

お見込みのとおり、今年度末で満了となるが、医師会、歯科医師会から候補者を推

薦していただいているため、会の方針により、候補者が変更となることもあり得る。

また、本日欠席だが、県からも職員の候補者を推薦していただいております、人事異動等によって変更となることもあろうかと思われる。

●副会長

他に質問は。

(発言なし)

●副会長

では、以上で議事を終了する。事務局にお戻しする。

〈議事終了〉

6 その他

●副会長

質問ではないが、任期満了後の次期委員については、どう考えているのか。事務局の方で人選しているという段階か。

○事務局

まず、医師会、歯科医師会については、両団体に候補者の推薦をお願いすることになるのと、就任後10年という再任の上限基準を設けているため、10年に満たない場合は、原則として再任をお願いする方向で検討している。ご理解をお願いしたい。

●副会長

委員の皆さんにおいても、よろしくをお願いしたい。

7 事務局からの連絡

次年度以後の新たな委員については、現在検討中であるが、改めて皆さんにご連絡を差し上げる。

8 傍聴

なし

9 次回開催日時（予定）

平成31年7月